



☆ 令和5年度 事務局の地区担当者

令和5年9月20日発行

一坊寺 政典	木下 真由美	馬場 裕道	松本 直樹	藤本 信哉
地区名	地区名	地区名	地区名	地区名
高田・池田	浦志・泊・油比	上新町・上町中央・上町	篠原・多久・美咲が丘	高上・山北・曾根
潤	老松町・笹山	筒井・荻浦・弁坂	三坂・蔵持・香力	周船寺
北本町	東町	加布里	有田・有田中央	元岡
西町・北新地・新田	南本町	長糸	怡土	福岡市室見川以西
二文西	早良区・城南区	志摩西	今宿・北崎	(新人です)
二文東		志摩東	西福岡税務署所轄外	

インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し	令和5年分青色申告会員必携
<p><b>見直し①</b></p> <p>令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能となりました。登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされますので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前にインボイスの交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後にインボイスを交付する</li> <li>・取引先に対して通知を受けるまで暫定的な請求書を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す</li> </ul> <p>などの対応が考えられます。なお、暫定的な請求書を交付する場合、その請求書との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する記載事項(登録番号等)を通知する対応でも構いません。</p>	<p>令和2年～令和4年まで会員の皆様に無料で配布しておりました<b>青色申告会員必携</b>ですが、本年より有料にて<b>受注販売</b>させていただきます。</p> <p>会員の皆様には頒価740円(税込み)のところなんと！<b>会員特別価格297円(税込み)</b>にて販売します。</p> <p>ご購入希望者は<b>10月5日</b>までにお願います</p> <p><b>★ 記帳代行募集中 ★</b></p> <p>貴方は日計表に日々の取引を記入するだけ。後は通帳・領収書等を添えて事務局に依頼するだけで<b>青色申告特別控除65万円</b>が適用(費用はデータ量により)</p>
<p><b>見直し②</b></p> <p>免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載する事とし、その登録希望日から登録を受ける事となりました。</p>	<p><b>☆ 無料相談会のご案内 ☆</b></p> <p>弁護士と税理士による無料相談会を毎月行なっております。一人で悩まずにお気軽にご相談下さい。(☎ 予約制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 法律相談 9月21日(木) 13:30～ 池辺弁護士</li> <li>◆ 税務相談 9月29日(金) 13:50～</li> <li>☆ 法律相談 10月19日(木) 13:30～ 堀田弁護士</li> <li>◆ 税務相談 10月30日(月) 13:50～</li> <li>☆ 法律相談 11月9日(木) 13:30～ 安田弁護士</li> <li>◆ 税務相談 11月29日(水) 13:50～</li> <li>☆ 法律相談 12月15日(金) 13:30～ 森弁護士</li> <li>◆ 税務相談 12月25日(月) 13:50～</li> </ul>
<p><b>見直し③</b></p> <p>課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日からの登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については、下記のとおり見直されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 翌課税期間の初日から登録の場合: 翌課税期間の初日から15日前の日まで</li> <li>◇ 翌課税期間の初日から取消の場合: 翌課税期間の初日から15日前の日まで(令和6年1月1日が課税期間の初日だと令和5年12月17日までとなります)</li> </ul>	<p><b>『青色共済』+『傷害特約』</b></p> <p>速やかな給付・大きな安心…病気と怪我の総合補償</p> <p>共済会費…月額1,000円 → 相互扶助 → 必要経費</p> <p>傷害特約…月額1,250円 → 怪我の通院は1日目から</p> <p>申込締切日 11月15日 補償開始日 12月1日</p>
<p><b>インボイス制度の【少額特例】について (R5.10.1-R11.9.30)</b></p> <p>基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間(個人事業者の場合は前年の1月～6月までの期間)における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行なう税込1万円未満の課税仕入について、インボイスの保存がなくても一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が出来ます。これは、取引先がインボイス発行事業者であるかどうかは関係なく、免税事業者であっても同様です。</p> <p><b>【1万円未満(9,999円)の判定】</b>…1回の取引が重要です</p> <p>6,600円の商品と3,400円の商品を同時に購入し税込10,000円を支払った ×</p> <p>10/31に6,600円の商品と10/22に3,400円の商品を購入して10/31に10,000円支払った ○</p> <p>なんとも分かりづらいですね。記帳する時に1万円未満の取引だという事を表す印(★)をつける等の対策が必要です。</p>	<p><b>『全青色傷害』</b></p> <p>お仕事から日常生活までケガを24時間補償</p> <p>日常生活賠償責任を負われた場合の補償</p> <p>従業員と同一補償内容である場合、専従者も必要経費</p> <p>事業主と家族は【事業主貸】処理になります</p> <p>掛金(保険料)…1口月額1,250円～3口まで</p> <p>申込締切日 10月2日 補償開始日 12月1日</p>
<p><b>「確かな未来」が会社を変える。</b></p> <p><b>中退共</b> で退職金。</p> <p>「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。</p> <p>① 国の退職金制度! 掛金の一部を国が助成します。</p> <p>② 外部積立型でラクラク管理! 管理や運用の手間がかりません。</p> <p>③ 掛金は全額非課税でオトク! 節税に加え、手数料もかかりません。</p> <p>● パートタイマーさんもご加入いただけます。</p> <p>● 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。</p> <p>詳しくはホームページをご覧ください</p> <p><b>中退共</b> 検索</p>	<p><b>『疾病入院補償』</b></p> <p>疾病の入院・手術等に対して補償</p> <p>会員、専従者、従業員ならびにそれぞれのご家族の方がご加入できます。(新規加入は満20～満65才未満の方)</p> <p>従業員と同一補償内容である場合、専従者も必要経費</p> <p>事業主と家族は【事業主貸】処理になります</p> <p>申込締切日 10月2日 補償開始日 12月1日</p>
<p>独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211</p>	<p><b>★ ご注意下さい ★ 10月16日(月)～17日(火)は青色申告会 北部九州ブロック大会の為、事務局は終日閉館致します。</b></p>